

W01774823号-0

平成 20 年 9 月 12 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
 代表取締役 野井 伸樹



## 平成 20 年度 第 1 回定期監査 報告書

(全体総括)

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字沖付 4-108
監査名	平成 20 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室、 再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、再処理事務所、濃縮・埋設事務所、他
監査実施日	平成 20 年 7 月 22 日 ~ 8 月 8 日 (断続的に 10 日間)
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

### 2. 監査対象部門及び監査の視点

#### 2.1 監査対象部門

平成 20 年度 第 1 回定期監査は下表に示す 4 グループ別に実施した。

グループ	監査対象部門
(その 1)	「室」部門 (品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室)
(その 2)	再処理事業部
(その 3)	濃縮事業部
(その 4)	埋設事業部

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

## 2.2 第三者監査の背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJと記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFLと記す)に対して、平成16年度第1回定期監査以来、平成19年度末までに年2回の頻度で、計8回の定期監査を実施してきた。

この一連の第三者監査では、常に「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。

なお、濃縮事業部及び埋設事業部は、改善策に係る水平展開部門という位置づけで、平成16年度第2回から監査対象になっている。

改善策は小分類レベルで32項目に及ぶものであるが、第三者監査が4年目となる平成19年度において、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。総合結論は次の通りであった。

- 中・長期にわたる展開を必要とする人事関連事項には継続進行中のものがあるが、ほとんどの「改善策」は所期の目標を達成している。目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務の中に定着している。
- 上記の状況においては、PDCA展開機運を維持・継続すると共に、改善策に盛込まれた理念を風化させることなく継承することが最大の課題であり、期待でもある。

## 2.3 平成20年度第1回(通算第9回)定期監査の対応方針

上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が設備試験段階から運転(操業)段階へ移行する状況を踏まえて、平成20年度第1回の定期監査での注力点には、表1に示した3項目を設定した。

なお、表1の注力点3項目をすべての被監査部署に適用したわけではなく、各部署の機能等に応じて適用範囲を次の様に定めた。

- 再処理事業部に対しては、表1のすべての注力点(①、②、③)を対象にした。
- 濃縮事業部及び埋設事業部に対しては、主として注力点②、及び③を対象にした。
- 「室」部門に対しては、主として注力点③を対象にした。

## 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書を選定することとした。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署にて新規制定又は改正された規定類(規程、要則、要領、細則、マニュアル類)がある場合に説明を求めた。

なお、「現場監査」を組入れた場合には、監査対象業務に係る規定類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査(現場監査を含む)は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部署に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス(帳票・記録類)の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

表1 平成20年度・第1回定期監査の注力点と対応方針

注力点	監査の対応方法
①問題点(不適合、ヒヤリハット等)を観察・経験した場合の対応状況	<p>(1)平成20年1月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理/予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。</p> <p>(2)上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。</p> <p>(3) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p><b>監査基準：</b> 上記(2)の査読結果として設定する。</p>
②品質マネジメントシステム(QMS)視点での運転・保守に係わる対応状況	<p>(1)先ず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定(3種類程度)の最新版を提供していただく。</p> <p>(2) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。</p> <p>■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。具体的には、事務局と調整する。</p> <p><b>監査基準：</b> 上記(1)の査読結果として設定する。</p>
③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認	<p>「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。</p> <p><b>監査基準：</b> 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定</p>

#### 4. 評価の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では必ずしも改善策のみに特化しない場合があるため、監査テーマに応じて監査基準を定めることとし、基本的な考え方を表1に示した。いずれの場合でも底流にはJEAC 4111-2003を置き、また、一部にLRJの知見を活用した。

## 5. 監査結果の評価表示

監査結果は表2の区分で表示した。特記のない場合は「良好」とみなす。

なお、部門ごとの監査事項が複数あり、総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起した。

表2 監査結果の表示

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査対象グループごとの監査結果

前述した4グループごとの監査結果は、夫々別個の報告書に編集したので参照していただきたい。いずれのグループにも「指摘事項」は観察されていない。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	「室」部門 (品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室)	W01774823号-1
(その2)	再処理事業部	W01774823号-2
(その3)	濃縮事業部	W01774823号-3
(その4)	埋設事業部	W01774823号-4

## 7. 監査のまとめ (総合所見)

今回の一連の定期監査期間中に観察された状況を、総合的にまとめると次の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### 7.1 「指摘事項」は観察されない (全部門)。

提示を求めた規定類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部署にも「指摘事項」は観察されなかった。これまでの監査所見でも述べてきたように、ルール/手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると思なせる。

## 7.2 「観察事項」1件を提起した。

「室」部門に対して、1件の「観察事項」を提起した。

これは、経営幹部が参画した会議で出された意見・提言を確実にフォローする仕組み（誰が、どの様に、いつまでに）の構築に係るものであり、また、重要な会議の議事録は、内容の正確さを確認しあうためにも、すべての出席者に配信することを提起したものである。なお、諸会議での決定事項のフォローの充実度や議事録の適切な配信状況は、これまでにJNFLの多くの部門で観察しており、全体的危惧事項というものではない。

## 7.3 品質マネジメントシステム（QMS）に対する経営幹部の関心が牽引力となっている。

監査過程で、トップマネジメントレビュー及び事業部長レビューの記録を拝見すると、経営幹部がQMSに高い意識を持たれ、指示／チャレンジ等を繰り返されている状況を汲み取ることが出来た。それらを事務局部門が適切に受け止めることとあいまって、諸活動の牽引効果を生んでいる状況が印象深い。

## 7.4 QMS活動のPDCA展開が維持・継続されている。

これまでの定期監査において、「改善策」及び「品質保証に係る活動」のPDCAの展開状況について継続的な監査を実施してきた。PDCA展開はいろいろな局面で評価することになるが、各種の改善成果は最終的に文書化された形で残されることになるので、規定類の制定・改正の実績をPDCA展開のバロメーターにすることが出来る。

このたびの監査では、「要領」、「細則」など品質保証活動上での重要な規定類の改正が頻繁に実施されている状況、あるいは、各種の業務手順等で個人差が生じないよう課内標準としての「マニュアル」類が制定されている状況を随所で観察した。PDCA展開マインドが維持されている証と見なせる。

## 7.5 新たに経験した問題点の対応はタイムリーに、かつ精力的に実施されている。

再処理事業部に対しては、前記表1の①項を監査の注力点に加え、平成20年1月以降に発生した主要な不適合（5件）について、関与する複数の部署での対応状況を監査した。その結果、次の様な状況を観察することが出来た。

- いずれも不適合等処理票の起票を受けて、不適合検討WGが適切に機能している。
- 水平展開要否が検討され、必要な是正処置・予防処置が迅速に取られている。
- 内容に応じて、六ヶ所対応会議（異常事象対策会議）が設けられ、関係者がベクトルを合わせた対応をしている。
- 原因及び対策について、ホームページを用いて速やかな外部発信が行われている。
- 一連の不適合の総合的なとりまとめに関しては、対応チーム（タスクチーム）が機能している。
- 是正処置はハード面での対応のみならず、ソフト面での対応として再発防止周知教育が実施されている。

このような状況から見て、新たに経験した問題点の対応をタイムリーかつ精力的に実施する風土が醸成されていると判断する。

## 7.6 「改善策」の対応成果が定着し、風化することなく業務に活かされている。

多くの被監査部署に対して、「改善策」の大分類の中から、①トップマネジメントによる品質保証の徹底、②規定の遵守、③力量管理と教育訓練、及び④協力会社を含めた品質

保証活動の徹底、などの事項に注力した監査を行った。

いずれの事項とも、上述の規定類の制定／改正活動を含めて、「改善策」の対応過程で構築された品質マネジメントシステム（QMS）が維持され定着している状況を、監査チームは随所で観察した。

なお、大綱としてうまく展開している様に見える QMS の仕組みの運用が、細部の一部であっても形骸化・マンネリ化していると風化危険信号であるので、監査チームではその兆候の有無を常に注視してきた。このたびの監査範囲においては、危惧事項を観察する場面はなかった。

JNFL の全体として、品質マネジメントシステムは総じて良好に機能していると判断する。

ところで、「改善策に係る水平展開部門」という位置づけで第三者定期監査の対象としてきた濃縮事業部及び埋設事業部に関しては、ここ数回の定期監査を通じて、品質マネジメントシステム（QMS）が定着している状況と PDCA 展開が維持・継続されている状況を随所で観察し続けてきた。さらに、両事業部の業務内容が基本的に定常化／定型化の域にあること、並びに、ISO 審査の受審継続によって QMS の維持・継続状況が今後ともフォローされていくことを考えると、第三者定期監査を省略しても JNFL としての危惧はないであろうと感じる。次回の定期監査の結果を見たうえで、省略の可否を判断されてはどうかであろうか。

## 7.7 「改善策」を受け継いだ自律的展開が実施されている。

改善策の理念を受け継いだ次のステップへの自律的展開が開始されていることを既に報告してきた。例えば「室」部門関係では、業務の見える化プロジェクト、安全文化推進委員会、あるいは品質保証規定の改正活動などであった。このたびの監査で確認したのは、人的過誤情報の分類体系を統一する活動の開始、及び根本原因分析要則の新規制定である。

再処理事業部が操業段階に移行した場合、従来とは異なったトラブル（初期故障に類するものを含む）が発生することは避けられず、その発生を極小化するための検討、すなわちリスク管理が重要である。リスク管理の企画・検討では、外部の知見を参考にすることはあっても、最終的には、製品製造者となる JNFL 自身の責任で判断することになるので、再処理事業部の検討課題となる。このたびの監査で、予兆管理、事象分析、ヒューマンエラー防止などに関する自律的活動が展開されつつあることを観察した。再処理事業部が操業段階に移行する時期を目前にして有意義な活動である。「室」部門との連携によって集大成されていく過程を、今後の監査の機会に注視したい。

新しい展開活動、特に多くの部門が関与する活動・プロジェクトにおいては、その事務局の采配振りが成否を分ける状況を、監査チームでは他の組織においても見てきた。事務局機能を多く持つ「室」部門の精力的な活動を期待する次第である。

## 7.8 「現場監査」の結果は、良好である

このたびの定期監査では、再処理事業部及び濃縮事業部に対して現場監査を組入れた。対象にした個々の業務案件の規模は大きなものではないが、監査当日に実施される作業案件の中から任意に選択した。現場業務の進行を監査に合わせて調整することは避けたので、事後の記録等で監査する場面もあった。いずれの現場においても、業務手順書などの文書管理（最新版管理）、業務を外注する場合の要求事項、チェックリスト等の整備と活用、作業に従事する要員の資格・資質、関係者とのコミュニケーション等の切り口において監査したが、特段の危惧事項はなく、良好な状況を観察した。

#### 7.9 幾つかの提言事項を提起した。有効活用していただきたい。

従来と同様に、幾つかの部門に「提言事項」を提起した。「提言事項」は、「指摘事項」や「観察事項」の延長線上にあるものではなく、業務が適切に行われているが、より優れたものにするための参考事項であり、採否は自由である。ある特定部署の監査過程での気付き事項として記述してあるが、一般的に適用できる内容も含まれているので、すべての部署の関係者にも一読していただくと幸いである。

#### 7.10 以前の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

以前の定期監査で提起した「提言事項」は、全項目が前向きに捉えられ、改善方策が検討されていた。強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけたものと理解する。活動を評価したい。

以上